

市税についてのお知らせ

5月は、固定資産税・都市計画税の第1期および軽自動車税の納期となっていますので、納め忘れのないようお願いします。

■税目ごとに納税通知書を郵送します

納税通知書は「固定資産税・都市計画税」「軽自動車税」「市民税・県民税」「国民健康保険税」の4種類です。

■納税通知書は、税目ごとの納期の最初の月に発送します

発送月日は次のとおりです。

▷5月1日～「固定資産税・都市計画税」「軽自動車税」

▷6月1日～「市民税・県民税」

▷7月2日～「国民健康保険税」

問い合わせ先(☎25111)

■**税務課**▷市民税・県民税に関して
(☎内線184・185・186)

▷土地に関して(☎内線187・188・278)

▷家屋・償却資産に関して(☎内線179・189・199)

▷軽自動車税・税証明に関して(☎内線182・183)

■**国保年金課**

▷国民健康保険税に関して(☎内線242・243)

■税目により納期が違います

各税目の納期は次のとおりです。

税目	納期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固定資産税 都市計画税	4期	○		○		○		○			
軽自動車税	1期	○									
市民税・県民税	4期		○		○		○			○	
国民健康保険税	8期			○	○	○	○	○	○	○	○

■所得証明書の発行は6月4日からできます

平成19年度の市・県民税の課税額が6月1日(市・県民税納税通知書発送日)に確定します。

なお、平成18年中の所得証明書の発行は、4日からになります。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設

市内において平成19年1月1日以前に建てられた住宅に、補助金などを除いて工事費の自己負担が30万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、3カ月以内に申告すると当該住宅部分に係る翌年度分の固定資産税を減額します。対象になる床面積は100平方メートルまでです。

問い合わせ先 税務課家屋係(☎内線179・189・199)

収納課からの4つのお知らせ

夜間納税相談・納付窓口開設のお知らせ

夜間の納税相談と納付窓口を開設します。市税の納付および納税相談を受け付けます。日中の来庁が困難な方はご利用ください。

■夜間相談窓口

とき 5月14日(月)～18日(金) 午後5時30分～8時

■夜間納付窓口

とき 5月7日(月)～30日(水)(土、日曜日を除く)
午後5時～8時

市税などの口座振り替えのすすめ

市税などの口座振り替えは、あなたが指定する市内の金融機関・郵便局の口座から、各納期ごと自動的に振り替え納付する制度です。(全期分を一括で振替納付することもできます)納め忘れのない便利な口座振替制度をご利用ください。

申し込み先 収納課(本庁)、市民生活課(支所)または市内の金融機関・郵便局

持参するもの 納税通知書・通帳・通帳に使用している印鑑

上記に対する問い合わせは次へ。

■**収納課**▷納税、徴収に関すること
(☎25111内線195、198)

軽自動車税のコンビニ納付について

本市では、市民サービスと市税収納率の向上を目的とした、軽自動車税のコンビニ納付を平成19年度より開始します。

コンビニ納付とは、取扱契約を行ったコンビニエンスストア(コンビニ)の全国各店舗で、コンビニ営業時間にいつでも市税を納付することができるシステムです。

平成19年度の軽自動車税が対象で、5月上旬に送付する平成19年度軽自動車税納税通知書で公金取扱金融機関、コンビニどちらでも納付することができます。身近で便利なコンビニ納付をご利用ください。

※コンビニでの納付は、5月31日まで可能です。

減免申請を受け付けします

軽自動車税について、次の要件に該当するかたは、障害の程度、所有者、使用状況などにより減免が受けられます。該当すると思われるかたは、期間内に収納課(本館1階)で申請してください。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が車を運転する場合
- ②①のかたのため、生計を共にするかたや常時介護者が車を運転する場合

とき 5月7日(月)～24日(木)
(土・日曜日を除く)

持参するもの 車検証、身体障害者手帳などの各手帳、運転するかたの免許証、印鑑(申請者)、納税通知書

※②の場合は、この他に生計同一証明書が常時介護証明書(福祉課で交付)

※普通自動車と重複して申請はできません。